

島根県民間社会福祉事業従事者互助会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、島根県内の民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を図り、もって民間社会福祉事業の進展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、島根県民間社会福祉事業従事者互助会と称する。

(事務局の所在地)

第3条 本会は、事務局を島根県松江市東津田町 1741 番地 3 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）内に置く。

(定義)

第4条 この規程における事業主とは、島根県内の民間社会福祉事業施設（以下「施設」という。）又は社会福祉団体（以下「団体」という。）を経営する者で、本会の趣旨に賛同し、施設又は団体の加入登録を行った者をいう。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、第4条に定める事業主が加入申し込みを行った役職員で、本会理事長が承認した者をもって会員とする。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を失う。

- (1) 退職したとき（死亡による退職を含む）
- (2) 事業主が会員の退会を申し出たとき
- (3) 施設又は団体が本会を退会したとき（第7条第2項に定める加入登録を抹消された場合を含む）

2 会員が同一法人内で勤務場所を異動した場合、及び休職した場合は、事業主の届出により会員資格を継続することができる。

(義務及び権利)

第7条 会員及び事業主は掛金納付の義務を負う。

- 2 理事長は、納付すべき掛金を特別の理由なくして3か月以上納付しない事業主があるときは、第4条に定める加入登録を抹消することが出来る。
- 3 会員は給付その他の福利厚生事業を受ける権利を有する。

第3章 事業

(事業)

第8条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の退会給付に関する事業
- (2) 会員の慶弔、傷病及び災害等に対する給付に関する事業
- (3) 会員の健康管理援助に関する事業
- (4) 福利厚生センターとの契約に基づく事業
- (5) その他会員の福利厚生に関する事業

第4章 運営委員会

(設置目的)

第9条 本会は、適正な事業運営を期するため運営委員会を置く。

(所掌事項)

第10条 運営委員会は、本会の運営に関し次の事項を審議決定する。

- (1) 本会運営の大綱に関する事項
- (2) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 事業計画・予算及び事業報告・決算、資産運用・管理に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他必要な事項

(委員の構成)

第11条 運営委員会委員（以下「委員」という。）は、会員及び学識経験者12名以内で構成する。

- 2 委員の選出区分は別表のとおりとする。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第 13 条 運営委員会は、理事長が招集し、会議の議長となる。

(運営委員会の議事等)

第 14 条 運営委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、やむを得ない理由により運営委員会に出席できないときは、事案の概要を記載した書面をもって表決し、出席したものとみなす。

4 議長及び運営委員会において選任した委員 2 名は、運営委員会の議事について経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(委員の費用弁償)

第 15 条 委員には、県社協役員等の規程に準じ費用を弁償することが出来る。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 16 条 本会に次の役員を置く。

理事長 1 名

副理事長 2 名

常務理事 1 名

監 事 2 名

2 理事長及び副理事長は、委員の互選により選任する。

3 常務理事は、県社協の常務理事をもって充てる。

4 監事は、運営委員会において選任する。

(役員の職務)

第 17 条 理事長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した副理事長がその職務を代理する。

3 常務理事は、理事長の命を受けて常務を処理する。

4 監事は業務および会計の状況を監査する。

(役員の任期)

第 18 条 役員の任期は、新しい役員が選出されるまで、その職責を行うものとする。

(役員の費用弁償)

第 19 条 役員には、県社協役員等の規程に準じ費用を弁償することが出来る。

第 6 章 運営資金

(資 金)

第 20 条 本会の運営資金は、次のものをもってこれに充てる。

(1) 掛 金

(2) 退会給付金積立金の運用利息

(3) その他の収入

(掛 金)

第 21 条 会員及び事業主は、本会の事業に要する費用として、別に定めるところにより掛金を納付しなければならない。

(資産の管理)

第 22 条 本会の資産は、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 23 条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1 名

事務局次長 1 名

事務局員 若干名

3 事務局に関し必要な事項は、県社協諸規程に準ずるものとする。

第 8 章 会計年度

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 9 章 補 則

(細 則)

第 25 条 この規程の施行に必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(附 則)

この規程は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。ただし、運営委員会及び事務局に関する規程は昭和 54 年 3 月 15 日から適用する。

(附 則)

この規程は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は平成 18 年 5 月 30 日から施行する。

(附 則)

1 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に規定する会員の生活資金の貸付に関する事業の新規貸付は、平成 24 年 10 月から当分の間、休止する。

(附 則)

1 この規程は令和 4 年 3 月 4 日から施行する。

2 施行日時点で加入している施設又は団体の事業主は、第 4 条に定める加入登録を行った者とみなす。

(別 表)

運営委員の選出区分

| 選出区分 | 選出人数 |
|------------------|------|
| 民間入所施設を代表する者 | 1名 |
| 民間入所施設で従事する者 | 1名 |
| 老人福祉施設を代表する者 | 1名 |
| 老人福祉施設で従事する者 | 1名 |
| 障害者施設・授産施設を代表する者 | 1名 |
| 障害者施設・授産施設で従事する者 | 1名 |
| 保育所（園）を代表する者 | 1名 |
| 保育所（園）で従事する者 | 1名 |
| 市町村社会福祉協議会を代表する者 | 1名 |
| 市町村社会福祉協議会で従事する者 | 1名 |
| 学識経験者 | 1名 |
| 県社会福祉協議会役員 | 1名 |